

長野県宿泊税制度

長野県観光スポーツ部・総務部

1. 長野県観光の目指す姿

暮らす人も訪れる人も楽しめる「世界水準の山岳高原観光地づくり」

- ・人口減少下におけるインバウンドを意識した「世界水準」の観光地づくり
- ・長野県が持つ強みや個性を観光資源として最大限活かす観光地づくり

2. 税制度の概要

項目	内容
名称	長野県宿泊税
課税方式	観光振興目的の法定外目的税とする
課税客体	宿泊行為
納税義務者	長野県に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者
特別徴収義務者報償金	期限内申告納入額の 2.5% （制度開始 5 年間は 0.5%加算、電子申告した場合は更に 0.5%加算）
税率・税額	定額制 300 円（ただし、制度開始 3 年間は 200 円）
免税点	6,000 円未満の宿泊料金（素泊まり・税抜き）の場合徴収しない
課税免除	・幼稚園、小学校～大学の教育活動又は研究活動として宿泊する場合 ・保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合 （※学校、施設の長が証明するものに限る）
想定税收	過去の県内延べ宿泊者数をもとに試算した場合、 年 33 億円程度（ただし、制度開始 3 年間（税額 200 円）は年 22 億円程度） ※同種の課税を行う市町村の動向により変動
使途	1. 世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策の重点的な実施 （1）長野県らしい観光コンテンツの充実 （2）観光客の受入環境整備 （3）観光振興体制の充実 2. 市町村への交付金 3. 徴税経費・広報経費等 ※現段階で想定する主な使途は別表のとおり
市町村配分	徴税経費等を除く税收の最大 1/2 を市町村に交付金として交付
租税調整	市町村において同種の課税を行う場合は、税率を 1/2（県税額が 300 円の場合は 150 円、県税額が 200 円の場合は 100 円）まで引下げ
罰則規定	・特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料
財源管理	長野県宿泊税基金を設置し管理

使途検証	市町村、独自課税市町村、宿泊事業者の代表者を含む会議（県観光振興審議会に設置する宿泊税活用部会（仮称））により毎年度検証
制度見直し期間	導入当初3年、以後は5年ごとに制度の見直しを検討
特別徴収義務者の負担軽減	・ 税導入に係るシステム改修費用に対して所要額を支援（独自課税市町村は、当該市町村の支援制度による） ・ 税導入を契機にシステムの新規導入や機能拡充に対する補助制度を創設 ・ 税導入の趣旨等を説明するリーフレット等の配布 ・ 申告納入を月1回から3か月に1回とする特例を設定 など
制度開始日	条例案可決後、総務大臣の同意を経て、令和8年6月1日施行予定

（別表）

想定される主な使途	○現段階で想定している今後5年の取組の方向性(例)は以下のとおり。 なお、税導入後の具体的な使途は、県観光振興審議会に設置する宿泊税活用部会（仮称）において策定する観光ビジョン（仮称）で示し、議会の予算議決を経て決定する。 （取組の方向性） ・ 納税者に税導入の効果を実感いただけるよう、施策・地域を極力重点化して実施 ・ 地域の独自性を尊重しつつ、県と市町村が一体となり、施策の方向性を共有した上で観光振興に取り組むため、市町村交付金制度等を創設 1. 世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策の重点的な実施 （1）長野県らしい観光コンテンツの充実 ・ 自然公園等の利用環境整備 ・ マウンテンリゾート（スノーリゾート）の環境整備 ・ 移動自体をアクティビティとして楽しめる環境の整備（サイクリングロード、トレッキング・登山道、カヌー乗り場等の整備） 等 （2）観光客の受入環境整備 ・ 「信州観光M a a S」の実装及び観光D Xの推進 ・ 観光における移動保証の実現 ・ 宿泊施設集積地における観光まちづくりの推進 ・ 宿泊・観光施設の滞在環境向上 等 （3）観光振興体制の充実 ・ 観光地経営組織（DMO）の機能強化 等 2. 市町村への交付金 税収額（徴税経費等を除く）のうち1/3は、自由度の高い「一般交付金」として、1/6は県が定める重点施策に活用可能な「重点交付金」として、事業実施を希望する市町村の計画内容を踏まえ交付 3. 徴税経費・広報経費等 徴税に係る人件費、特別徴収義務者報償金 など
-----------	--